

令和4年度
社会福祉制度・施策に関する提言

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
政策提言委員会

メッセージ

社会福祉に携わるみなさんへ

社会福祉は人々の貧困と正面から向き合う中で、発展してきました。しかし、今日の社会の課題は、絶対的貧困から社会的格差へと変化し、さらに生活のしづらさ、生きづらさ、孤立へと変わってきています。政策提言では、こうした新しい社会の課題に対応するため、それぞれの関係者からヒアリングを重ね、社会福祉の目指すべき方向について議論を積み上げてきました。

現代社会の様々な課題に的確に対応していくためには、社会福祉の実践がニーズを有する人々に寄り添いながら伴走者として支援を重ねていくことが求められます。これは、支援者としてのまなざしを基本としつつ、ニーズを有する人々の近隣で営まれるものです。社会福祉関係者の皆さんとともに、次の世代を担う人たちが輝ける神奈川を創造していきたいと思っています。

令和4年10月

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

会長 篠原正治

令和4年度 社会福祉制度・施策に関する提言 目次

第1部 政策提言

1

1 社会福祉の共通課題に関する提言

1	地域共生社会の実現に向けた分野間の課題共有	2
2	福祉人材の確保・育成・定着に向けて	3
3	地域差のない質の高い福祉サービスの提供に向けて	4
4	持続可能な福祉施策の運用に向けた取り組み	5

2 個別課題に関する提言

1	神奈川におけるよりよい障がい福祉を目指して	6
2	身寄りのない高齢者等の支援に向けて	8
3	こども家庭庁と厚生労働省が連携した民生委員児童委員活動の推進	9
4	災害時支援について	10
5	申請事務に係る負担軽減、ICT化、事務職員の専従化	11

第2部 共通目標 これからの神奈川の福祉のあり方

13

1 経営者部会 施設部会（協議会）

1	経営者部会	18
2	児童福祉施設協議会	18
3	母子生活支援施設協議会	19
4	保育協議会	20
5	老人福祉施設協議会	20
6	障害福祉施設協議会	20
7	社会就労センター協議会	22
8	福祉医療施設協議会	22
9	更生福祉施設協議会	22
10	地域生活施設協議会	23
11	介護老人保健施設協議会	25

2 民生委員児童委員部会 市町村社協部会

12	民生委員児童委員部会	26
13	市町村社協部会	26

3 第2種・第3種正会員連絡会

14	県障害者地域作業所連絡協議会	28
15	県精神保健福祉家族会連合会	28

16	県障害者自立生活支援センター	29
17	県断酒連合会	29
18	県ホームヘルプ協会	29

4 政策提言委員会 委員

19	薄井委員	30
20	石橋委員	31

5 本会各部所

21	福祉サービス推進部 福祉サービス第三者評価推進機構	32
22	地域福祉部 権利擁護推進課	32
23	かながわ福祉人材研修センター	33

関連資料

	令和4年度 社会福祉制度・施策に関する課題把握調査・調査票	36
	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 政策提言委員会設置要綱	40
	政策提言委員会 委員名簿	41
	令和4年度 政策提言活動 経過	42

第 1 部 政策提言

この提言は、社会福祉施設等を経営する団体・公私の社会福祉施設・民生委員児童委員協議会・市町村社会福祉協議会など、さまざまな福祉関係団体の参加による本会の各部会・協議会、当事者・親の会・関係団体から構成される2種3種連絡会等に対して、「社会福祉制度や施策に関する取り組み状況や課題」、「制度施策に求めること」などについて調査を行い、その結果を元に委員会で協議し、とりまとめたものです。

1 地域共生社会の実現に向けた分野間の課題共有

- 社会福祉法人の公益的な活動の実施と、地域社会とのさらなる協働
- 分野を横断する課題の解決に向けた、各分野の協働とその深化
- 生活のしづらさ・生きづらさを抱える人への支援と、包括的な支援体制の整備

■ 課題認識

- 社会福祉法人は、住民やボランティアの参加を得ながら地域に対して社会福祉の理解を広げるとともに、施設と地域社会との協働を目指して公益的な活動に取り組んでいる。
- 民生委員児童委員が行う相談活動では、複合的な困りごとや、つなぎ先が見えない相談が増えており、活動の負担感につながっている。
- 社協は、コロナ禍においての特例貸付、生活困窮者への食糧支援など、目の前にあるニーズ・狭間のニーズに対応しているが、生活課題が多様化・複合化する中では、分野・領域を超えた連携・協働が求められており、社協のプラットフォーム機能の発揮が重要となっている。
- 刑務所・少年院を仮退所した者を受け入れる更生保護施設では、障害のある対象者を含めて、生きづらさを抱えている人たちをいかに地域や福祉サービスにつなげるかが課題であり、退所後もつながり続けることを大切にしている。

福祉関係者に期待される取り組み

- ・ 貧困や孤立など、個別の分野による取組みで対応しきれない課題に対し、すべての社会福祉法人や関係者は福祉の原点に立ち、協働して地域福祉として取り組んでいく必要がある。
- ・ 民生委員児童委員が安心して相談をうけるためのつなぎ先を含めた解決の仕組みづくりに取り組むこと
- ・ 県社協には、各部会で把握・協議された課題を、各部会・協議会の分野を横断した場で協議することによって関係者の協働を深め、県域の地域福祉課題の具体的な解決を進めていく役割が期待される。

行政に求められる取り組み

- ・ 市町村は、複合的な課題に対応するため、分野を超えて一体的に「相談」・「参加」・「地域づくり」の支援を行うことができるよう、市町村社協および福祉関係者とともに重層的支援体制の整備に取り組み、一人ひとりの困りごとに合わせて課題解決ができる仕組みを構築すること
- ・ 県は、農福連携や教育との連携など、他分野との調整が必要な事項や、広域での支援や調整が求められる地域福祉課題への対応とその基盤整備を行うこと
- ・ 県並びに市町村に、地域福祉を進める社協に対する地域福祉事業の財源の強化を求める。
- ・ 国は、社会福祉法人・社協による高齢者、障害者、子ども支援に係る事業が縦割りになることなく、多角的に支援できるよう、諸制度を再構築されたい。

2 福祉人材の確保・育成・定着に向けて

- 誇りをもって働くことができる職場づくりと、その魅力の発信
- 人材の確保・定着と専門性の向上
- 福祉従事者の社会的な地位向上と処遇の改善

■ 課題認識

- 少子高齢化・人口減少に伴う労働力人口の減少を背景に、福祉分野における人材不足は厳しい状況になっている。現に、職員不足により、定員通りに利用者を受け入れられない事態が生じており、今後、利用者が必要な福祉サービスを受けられなくなることも懸念される。
- 障害分野における地域移行、児童養護施設の家庭的養育への移行、母子や保育の現場における発達に課題を抱える子どもの増加など、福祉ニーズが多様化・複雑化する中では、専門性のある人材の確保が不可欠となっているが、本会「令和3年度社会福祉施設等の人材確保に関する需要調査」によれば、正規職員の約58%、非正規職員の68%が、離職までの在職期間が3年未満となっており、人材の定着や専門性の継承に課題がある。

福祉関係者に期待される取り組み

- ・ いのちと暮らしを支える社会福祉の仕事の意義の認知を進めるとともに、やりがいとその魅力を伝え、未経験者、外国人の採用など求職者のすそ野の拡大により、多様な人材を確保する。
- ・ 公益的な活動等により社会福祉法人としての使命を果たし、その取り組みや社会福祉法人の役割を通じて、社会福祉のプラスの価値を社会に向けて発信する。
- ・ 職員が仕事に対する誇りと専門性をもって働けるよう、職員の採用や交流の仕組みを整え、育成方針に基づく職員の学びの環境の整備や、必要な研修受講のための支援を行うこと
- ・ 職場のキャリアパスに基づく研修体系により計画的な学びの機会を確保し人材育成を図ること
- ・ 支援の質や生産性を高め人材不足を解消する一助として、ICTの活用を視野に入れること

行政に求められる取り組み

- ・ 人材を確保するための法人の安定性・継続性の観点から、物価高騰や新型コロナウイルス感染再拡大などの影響に対応する施策の見直しを求める。
- ・ 福祉従事者の社会的な地位向上に向けて追加的処遇改善が行われているが、他産業との賃金差がなくなるよう、報酬単価の引き上げ等による抜本的な処遇改善を求める。
- ・ 福祉分野においてICTの活用を進める上では財政上の措置の拡充が必要である。

3 地域差のない質の高い福祉サービスの提供に向けて

- 県内どの地域においても、質・量ともに十分な福祉サービスが利用できること
- 福祉サービス第三者評価事業の全県的な受審促進

■ 課題認識

- 神奈川県は、県域、3政令都市、1中核市を抱える特殊性があり、補助制度により、福祉サービスに地域差が生じている。
- 制度上はあるにも関わらず、市町村の取組によっては地域生活支援事業などの実施に差異がある状況である。
- 市町村によるサービスの差は、ある意味、自治体の地域福祉の特徴とも捉えられるが、利用者にとっては、どの地域に住んでいても、質・量ともに十分なサービスが必要である。
- 障害者グループホーム等運営補助は、神奈川独自の制度であり、地域で暮らす利用者を支援する上で、なくてはならない福祉先進県を象徴する制度である。
- 福祉サービスの質の向上に向けて、福祉サービス第三者評価事業が行われているが、対象事業所が増えているにも関わらず、受審数が伸びていないといった課題が顕在化している。

福祉関係者に期待される取り組み

- ・事業者は、利用者に対して常に質の高いサービスを提供できるよう、質の確保と向上に取り組む。
- ・事業者は、利用者のサービスの選択に資するよう、サービスの質の向上に向けた自主的な取り組みとして、福祉サービス第三者評価事業の積極的な受審が求められる。
- ・かながわ福祉サービス第三者評価推進機構は、県・市町村と協働しながら、全県的に受審が促進されるよう、福祉サービス事業所に向けた第三者評価の目的や意義の理解促進などの働きかけが必要である。

行政に求められる取り組み

- ・市町村は、他市町村の先進事例の情報収集と、質の高い取り組みの検討を行うなど、施策の充実を図ること
- ・県は、障害者グループホーム等運営費補助について、水準の維持とさらなる充実を図ること
- ・県は、利用者の住む地域に関わらず、一定の水準の福祉サービスを受けられるよう、調整を行うこと
- ・県及び市町村は、第三者評価の受審促進に向けた具体的な取り組みを進めること

4 持続可能な福祉施策の運用に向けた取り組み

- 利用者の生活と現場の実践に即した施策の運用、施設機能の段階的移行
- 入所措置に関わる事務の適切な遂行
- 社会福祉連携推進法人の検討、法人間連携の促進

■ 課題認識

- 児童養護施設では、家庭的養育への移行が進められているが、医療的ケアが必要であったり、発達障害への支援が必要な子どもの増加や、小規模・多機能化に伴う職員の配置基準などに課題があり、拙速な施設機能の移行は、様々な局面で無理が生じる懸念がある。
- 介護老人保健施設では、受け皿となる自宅に介護を担う家族がいないために在宅復帰ができないケースが多くみられ、中間施設としての機能が発揮し難い現状にある。
- 母子生活支援施設や更生保護施設においては、利用定員に満たない、いわゆる定員割れの状況がみられる。これは行政の相談や入所に関わる事務がスムーズに機能していないことが一つの要因と考えられる。
- 少子高齢化が進む中、保育施設における利用児童の定員割れ、養護老人ホームの空床が生じている。
- 前述のとおり、制度・施策と現場のニーズや状況には、乖離がみられている。

福祉関係者に期待される取り組み

- ・ 現状や現場の取り組みを行政ケースワーカーに伝え、課題を共有するとともに連携を強化する。
- ・ 法人は持続可能な事業運営と経営基盤の強化を目的として、必要に応じて社会福祉連携推進法人に関する検討を行うこと
- ・ 県社協には、社会福祉連携推進法人を含めた事業者間の連携・協働を進める取り組みや、その役割が期待される。

行政に求められる取り組み

- ・ 行政のケースワーカーは、当事者の理解を深め自己研鑽を重ねる機会を確保すること。また、行政は、ケースワーカーの専門職採用や資格取得を検討すること。さらに、福祉の専門性に対する理解と、通常よりも長期の職員配置の検討を求める。
- ・ 養護老人ホームの入所判定会の柔軟な実施等、現場ニーズにそった運用が必要である。
- ・ 国は、施策の転換に当たり、最終のあるべき姿だけでなく、移行するまでの間のプロセスに課題があることを丁寧に拾い、時間がかかっても丁寧に実現していくという「ケアの倫理」¹に基づく段階的な転換を含めた制度の枠組みを提示すること

¹ キャロル・ギリガン（米国の発達心理学者・倫理学者）が、1982年に発表した『もう一つの声』をきっかけとして議論されてきた倫理的枠組み。一つの倫理的判断から、帰結的、演繹的に正しさを考える男性的な「正義の倫理」（カント哲学やロールズの『正義論』に代表される倫理枠組み）に対し、様々な状況の中でどのように対応することが望ましかを模索する女性的な「ケアの倫理」を提唱する。困っている人、泣いている赤ちゃんなどが、どのようなケアを必要としているのかを考える際の倫理的枠組みと共通するものがある。

1 神奈川におけるよりよい障がい福祉を目指して

1 障がい福祉の目指すべき方向

神奈川県知的障害施設団体連合会では、1993年に「人権検討委員会」を設置し、1994年に知的障がい者の権利宣言を柱とする、職員権利擁護宣言、職員倫理綱領、職員行動計画、オンブズマン制度で構成する「あおぞらプラン」を定めた。2000年には67施設470人の利用者自身の声に基づく権利宣言とその実現のための行動計画を「あおぞらプランⅡ」として定めた。2015年には約400事業所、7,000人の声を集めて新しいあおぞら宣言にまとめ、この宣言実現のために、あおぞらまろう宣言、あおぞら計画を「あおぞらプランⅢ」として定め、利用者の権利擁護に取り組んできている。

こうした中で、神奈川におけるよりよい障がい福祉の実現を目指すためには、次のことを基本とした取り組みが適切であると考ええる。

意思決定支援のもとで、ご本人が二度とない人生を悔いなく自らの個性を発揮し、社会の一員として共に生きることができることを実現する。そのためには、ライフステージに応じて、ご本人の最善の利益を確保できる仕組みを整え、安心して選べる持続可能で多様な福祉サービスを構築することが必要であり、福祉サービスは、ご本人のライフステージに沿い必要に応じて選び直しができる「循環型サービス」であることが基本となる。

この考え方をもとに、意思決定支援に基づくご本人の選択のもとで、地域移行を含めその方の望む生活を実現していくことが求められる。その際、多様な障がい福祉サービスが必要なだけでなく、十分な福祉人材のもとで質の高い支援を選択し利用できることが前提となるのは言うまでもない。

<ともに生きる社会の実現に向けて>

- ① 地域移行を目指し、意思決定支援で選べる、安心できる多様なサービスを構築すること
- ② 通過型を含む循環型、横断型サービスの構築
- ③ 福祉人材の確保、育成の取り組み
- ④ 障害者支援施設の機能、役割を見直し、地域生活を支える「地域拠点ホーム」としての機能を果たして、暮らしのひとつの形としてご本人の安心を支えていくこと
- ⑤ 県立施設のあり方が明確に位置付けられること

2 障害者支援施設の役割

障害者支援施設は、大きく夜間等の生活の場としての「居住支援事業」（施設入所支援）と、昼間の活動の場としての「日中活動事業」（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）に分かれるが、上記1を障がい福祉の基本としこれを実現するために障害者支援施設には、以下のような役割を果たすことが求められる。

(1) 重度障がい者等に対する生活支援及び医療的支援

ア 重度障がい者に対する生活支援（⇒医療型障害児入所施設・療養介護事業所）

具体的には、身体障がいと知的障がいの重複障がいである重症心身障害児者等に対する支援などをさす。ここでは、医療的な支援と生活支援の複合的な福祉サービスを行いつつ、重症心身障害児者等に対する支援を担う。

入所施設としての支援機能があることで、家族は障がい当事者と良好な家族関係を維持することができると期待される。あわせて大学病院等に長期入院となっている医療的支援の必要な障がい者等の受け入れ先となることが望ましい。

イ 高齢期（終末期）の障がい者等に対する支援（⇒高齢期（終末期）障がい者）

高齢になり人生の最終段階にある障がい者に対する支援。家庭では終末期の支援が難しく、病院や施設での終末期の支援を必要とする障がい者が一定の割合で存在しており、近年、そのニーズは次第に高まっている。

（２）強度行動障がいを伴う中・重度の障がい者の地域移行支援（⇒地域移行支援）

中・重度の障がい者に対する地域移行に向けた支援は、強度行動障がいの有無によって大きく異なってくる。周囲との関わりの中で身に着いた行動障害を解きほぐす取り組みは、時間のかかる支援である。具体的な支援にあつては、「介護過程」「SST」「TEACCH」などの支援技術、技法を習得した専門職による中期的な支援が必要である。あわせて、地域での生活を営みあるものにするためには、グループホームやアパートで自立した生活を送るためのトレーニング、自立生活訓練を適切に行う必要がある。

このような地域移行に向けて必要な準備を障害者支援施設で一定期間取り組むことが、障がい者の地域での生活を支える基盤となる。

（３）障がい福祉の専門職を養成するための取り組み（⇒専門職養成）

医師という専門職は、病院において経験豊かな医師が患者を治療する場に参加することで、医師として育つことが可能になった。これは、フォーコーが『臨床医学の誕生』で述べたことであり、米国における現在の医師養成システムの基盤となる考え方でもある。

これは障がい福祉に係る支援者の養成にも共通する考え方である。グループホームにおける世話人は、多くの場合が一人であり支援方法・技術を周囲の職員と高めあっていくことが難しい。また一人暮らしを支える重度訪問介護を担う職員も一人職場であり、神奈川県内においてまだまだ少数であり、適切な研修システムは確立していない。

知的障がい者、強度行動障がい者に対する支援は、支援の最前線では確実に向上しているにもかかわらず、多くの現場ではこれまでの経験に頼った支援を継続している現状にある。これを乗り越えていくために、障がい福祉の専門職を養成する役割を、入所施設が果たすことが求められる。

3 地域で障がい者が生活できる環境の整備に向けて

1960年代から70年代にかけて、米国では単科の州立大規模精神科病院を廃止し、地域での治療に移行したが、十分な支援のための資源が整備されなかったことから、病院を退院した人の多くが、ホームレスとなった。また、イタリアでは、1978年に単科の精神科病院を廃止することを法的に定め、実際に廃止できたのは20年後であった。

障がい者の地域移行を円滑に進めるためには、多くのご家族の願いを受け止め、米国やイタリアの例を参考に、グループホームで働く質の高い世話人の確保、地域での生活を支える障害者支援事業所のネットワーク、重度訪問介護を担う人材の確保・育成など、障がい者が地域で生活するための社会の資源の整備等に着実に取り組んでいく必要がある。

2 身寄りのない高齢者等の支援に向けて

- 市町村域における、身寄りのない高齢者の身元保証・死後事務に関する公的な仕組みの構築

■課題認識

- 福祉医療施設では、高齢者の入院により、自宅にいるひきこもりの中高年の子が把握されるケースがある。こうした場合、これまで何も支援を受けられずにいたことが少なくない。
- 地域の中で、支援が届いていない方や、複数の生活課題が潜在化する世帯を支援する仕組みが必要である。
- 施設に入所・入院をする際に、「緊急連絡先」「支払い」「葬儀」などに関して身元保証人を求められるが、身寄りのない方や親族がいても頼れない方は保証人を立てられず、スムーズな契約ができない事例が少なくない。こうした課題は、既存の制度やサービスで対応しきれない狭間の課題となっている。
- 障害福祉分野においても、グループホーム利用者の親の高齢化による身元保証の課題が大きくなっている。

福祉関係者に期待される取り組み

- ・身寄りのない高齢者や複合的な支援ニーズのある世帯が、早期に支援につながるアウトリーチの仕組みを、行政・福祉関係者・地域において協働して構築を進める。
- ・福祉事業者や市町村社協による、福祉サービス利用者・地域住民の身元保証や死後事務に関するニーズ把握。身寄りのない方の最期の支援に関する課題の把握

行政に求められる取り組み

- ・身寄りのない方が安心して福祉サービスを利用できるための身元保証・死後事務の仕組みの構築を図ること
- ・最期までご本人らしく暮らしていくためのエンディングのサポートの普及を図ること
- ・先進的に身元保証・死後事務支援に取り組む市町村社協への財政的支援を行うこと
- ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図ること

3 こども家庭庁と厚生労働省が連携した民生委員児童委員活動の推進

- 民生委員・児童委員制度の厚生労働省での一元的対応と活動環境整備等の強化

■課題認識

- こども家庭庁の創設に伴い、民生委員職務は厚生労働省に残され、児童委員職務はこども家庭庁に移管する方針が示されている。こうした状況に、全社協や全国民生委員児童委員連合会等では、民生委員児童委員活動は不可分一体の活動として実効性のあるものとして、こども家庭庁創設後も、2省庁連携のもと、厚生労働省が一元的に民生委員・児童委員制度を担当することを要望している。さらに、こども家庭庁、厚生労働省、全国民生委員児童委員連合会による協議の場の設置を求めている。国の動向によっては、現場の活動が混乱しないために、県や市町村レベルでも協議の場が必要になることが予想される。
- 地域社会での孤立化が深まる中、住民の身近な相談役、必要な支援へのつなぎ役としての民生委員児童委員の役割は重要性を増している一方で、欠員数は増えている状況にある。県社協「民生委員児童委員部会」では、仕事・子育て・介護をしながら活動している民生委員児童委員に向けて調査を行い、今後、仕事・子育て・介護をしながらでも活動しやすい環境づくりを検討する。

行政に求められる取り組み

- ・ 民生委員児童委員の活動は不可分一体の活動として、現場での実効性を高めるためにも、民生委員児童委員職務の管轄を厚生労働省にて一元的に行うこと
- ・ 民生委員児童委員のなり手確保に向けて、活動の魅力ややりがいの幅広い周知、充て職や動員等の軽減に向けた取り組み、候補者の推薦方法の多様化や要件について市区町村行政と検討すること
- ・ 住民の生活課題は複雑・多様化しており、地域課題を解決していくためにも、民生委員児童委員が安心して住民から相談を受けるためのつなぎ先としての受け皿を、行政や関係機関が連携し、仕組みとして整備していくこと
- ・ 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備等の推進、住民の生活課題を解決するための仕組みづくりのイニシアチブ、民生委員児童委員の活動費の増額、参画する委員会等の厳選による負担軽減、民生委員児童委員協議会事務局（行政職員）への支援、関係機関等への理解促進の具体的な検討

4 災害時支援について

- 社会福祉施設において、継続したサービスが維持・確保されるよう、災害や感染症の対応を含めたBCPの策定が行われること
- 必要な支援体制や備蓄品の確保が図られること

■課題認識

- 大規模災害の場合、施設において利用者・職員の3日分相当の備蓄量では、サービス提供を維持・確保していくことが難しい。さらに、地域住民が社会福祉施設に避難する場合を考えると、3日～7日分程度の備蓄では十分な対応は厳しく、また、人員・備蓄品ともに確保が難しい状況にある。
- 福祉避難所に限らず、一般避難所においても、障害や医療への配慮が必要な住民が避難生活をする場合に、福祉・介護等の専門職人材が確保されていないと、安心・安全な生活を送ることができない。
- 県下で災害による被害があった場合、福祉施設間で被災状況の連絡方法や支援内容を共有する仕組みが十分でない状況にある。

福祉関係者に期待される取り組み

- ・災害時に継続して福祉サービスが提供できるよう、BCPの策定、継続的な災害時を想定した訓練、必要な備蓄品の整備に取り組む。
- ・同種別の福祉施設間で、市町村域や県域で災害時の被災状況や支援内容を共有するための仕組みを作ることが期待される。

行政に求められる取り組み

- ・災害時においても必要な福祉サービスが維持・確保されるよう、施設整備や備蓄品の確保、整備のための財政的支援も含めた支援策を図ること
- ・小規模事業所におけるBCPの策定が進むよう支援策を図ること
- ・感染症においては、感染症防止対策の指導、衛生備品の支給、行政の物資・資金面での支援、応援体制の確保が図られること
- ・県においては、災害派遣福祉チーム（DWAT）の体制整備など、災害時において福祉的支援が確保されるよう、平時から取り組みを進めること

5 申請事務に係る負担軽減、ICT化、事務職員の専従化

- 福祉サービスの質の向上と職場環境の改善に向けた、煩雑な事務の簡素化
- 社会福祉施設におけるICT化の促進、事務職員の専従化

■課題認識

- 福祉・介護の現場では、利用者へのサービスの質向上と業務効率化・負担軽減を目的に、ICTの活用が推進されている。一方で、処遇改善加算の申請等の事務手続きは煩雑となっており、現場の負担につながっている。
- 母子生活支援施設では、少年指導員が事務員を兼務する職員配置基準となっているが、事務量の多さから母子支援にかかる時間にも影響が出ており、事務職員専従が求められている。また、障害福祉サービスの就労支援事業所において、例えば販売業務では請求書発行業務等で事務の負担が大きくなる状況があり、事務職員の専従化が求められている。

福祉関係者に期待される取り組み

- ・業務効率化を図るためのICT導入の各支援策の活用を進め、福祉サービスの質の向上、職場環境の改善に取り組む。

行政に求められる取り組み

- ・福祉・介護従事者に必要な処遇改善を図るために、現場で処遇改善加算の申請が確実に行われるよう要件の緩和や必要な情報提供、申請に係る事務の簡素化を行うこと
- ・現場での職場環境の改善に向けて、ICT導入が進むよう、先進事例の情報提供、導入・運用に対する支援、継続した導入費用の補助について取り組まれること
- ・ICT導入に係る各種補助の申請に係る事務の簡素化が図られること
- ・母子生活支援施設等、事務員が支援員と兼務している福祉施設において、サービスの質の向上と職場環境の改善の観点から、事務員が専従で配置されること

第2部 共通目標



共通目標は、県民や福祉サービス利用者にとって望ましい福祉社会を目指して、神奈川の福祉関係者が共通して取り組んでいく目標です。

共通目標 これからの神奈川の福祉のあり方 ～社会関係性の再構築を目指して～

すべての住民が、あらゆるライフサイクルにおいて、自らの意思や尊厳が尊重され、人とつながり、自分の居場所を見つけながら地域社会との接点を持ち、生き活きと暮らせる社会を創造すること

政策提言委員会では、県民や福祉サービス利用者にとって望ましい福祉社会を目指して、社会全体に対して政策提言を行ってきた。この「県民や福祉サービス利用者にとって望ましい福祉社会」を目指すためには、「望ましい福祉社会」の姿を具体的に指し示すことで、はじめて福祉関係者が共通の目標として取り組むことができる。

昨年度は、これまでの政策提言委員会の活動で得られた福祉関係者の声を基に、分野や種別によらない共通目標をとりまとめた。しかし、この共通目標は、十分に議論が尽くされているわけではない。今後、福祉のあり方の議論を深めていくのは勿論のこと、関係者間で目標の共有をさらに進めること、そして、その時々々の社会のあり様を反映しながら、この目標の磨きなおしをしていくことが必要である。

長引くコロナ禍は人々の暮らしや心に影響を及ぼし、新たな生活困窮層が増加している。そんな災禍においても福祉関係者は人々の暮らしを支え、人と人とのつながりを絶やさないための営みを続けてきた。課題把握調査には、各分野の福祉課題や新たな困窮の問題に取り組みながらも、昨年度から共通目標を目指したことにより、生活のしづらさ・生きづらさを抱えながら孤立している人々など、分野を横断した福祉の課題に関心が寄せられていることが示された。

課題把握調査より ～共通目標の内容について思うこと～

※ 抜粋・一部改変

■人それぞれ生きづらさを抱えていると思う。孤独、子育てなど様々。

子育てで抱えている生きづらさについては市と協力して取り組んでいる。困っている当人から連絡があれば対応出来るが、連絡出来ない人たちをどう支援できるか課題のままである。

■高齢者の入院により、自宅にひきこもりの中高年の子がいることがわかる。身寄りのない高齢者が入院される。こういった方は、それまで何も支援を受けられず、退院支援においても難渋することが多い。地域の中で、支援から取り残された方や複数の生活課題が潜在化する世帯を支援する仕組みが必要である。

■コロナ禍の中、今まで出来ていた活動が縮小され、支援者の支援力が低下してきている。それは、政策提言で謳われている「自らの意思や尊厳が尊重され、人と繋がり、自分の居場所を見つけながら地域社会と接点を持ち、生き活きと暮らせる社会を創造すること」を目指して活動を続けてきた原点から大きくかけ離れることとなっている。これは目標達成にむけての大きな課題になっている。

■その人、その人にあった支援サービスを提供することで生き活きと暮らせるようにすることは、目標としてかけ、実行・実現していくべきことだと考える。

高齢者の孤独死、若年層の核家族化の中で孤立しがちな地域で暮らす人たちに対して、必要な時に支援をする福祉ではなく、普段から声を掛け合いお互いの存在を認識できる地域の日常が大切に感じる。

■新型コロナウイルス感染症の影響は世界に及んでいる。その影響は身体的症状にとどまらず、感染防止対策から社会活動が自粛されて、人と人との関わりが希薄になったことで、いつそうの孤立化が進み、見えない心の問題に発展しているケースもある。さらにコロナ禍で世界が混乱しているなか、2022年2月ロシアがウクライナへ侵攻するという世界平和を脅かす由々しき事態が発生した。過去の悲惨な戦争体験があるにもかかわらず、21世紀の現代に起きているこの現実には、国益、歴史、民族、イデオロギ一等を越えてお互いの多様な価値観を尊重して「ともに生きる」ことの難しさを、世界の人々に突き付けている。だからこそ世界が団結して一層の「世界平和」と「ともに生きる社会」の実現を訴え続けていくしかない。

■新型コロナウイルスの影響により、利用者は家族とのつながり、地域社会との接点を、この間ほとんど持っていない。また、外出やイベントの自粛が必要とされ、これまでのような地域福祉活動やボランティア活動を進めていくことが困難な状況におかれている。このような中でも工夫と知恵を出し合い、どんな小さな事があっても良いので、新たな取組を協力して作り上げられたらと感じている。

■安心・安全な施設環境の中で、母と子の自らの意思や尊厳を尊重し、人とのつながりや自身の居場所を見つけながら地域社会との接点を持ち、自立に向けた考えを尊重し支えることを目指す。

■社会のセーフティーネットとして、社会福祉がしっかりと確立されているということは、生きる人にとって大きな安心につながる。共通課題を見ると、神奈川県目標に大きく共感する。今後も目標に向けて達成できるよう、制度の充実を図ってほしい。

■目標達成のためには、職員の努力・協力が不可欠である。職員を定着させ、離職率を下げるための取り組み、また、職員が同じ方向を向いて支援が出来るよう指針となる考え・法人理念を浸透させることが目標達成に必要なことだと考えている。

福祉関係者が共通目標の内容について思うことは、「自ら声を上げられない人のこと」や「支援から取り残された複数の課題を抱える世帯」であり、それに対して「必要なときに支援をする福祉ではなく、日頃から声をかけあう支援」であり、「ともに生きる社会を実現すること」である。

政策提言委員会では、さらに、神奈川の福祉のあり方を模索し、すべての住民が生き生きと暮らせる社会を創ることを目的に共通目標のブラッシュアップを図りながら社会関係性の再構築を目指すとともに、今後、福祉関係者としてどう取り組んでいくか、行政の取り組みに求めることなどの議論をし、提言していくこととしたい。

第3部 各部会・協議会・連絡会の課題 制度・施策に求めること

本会各部会・協議会、当事者・親の会・関係団体から構成される第2種・第3種正会員連絡会等から上げられた課題や、制度・施策に求めたい事項をとりまとめました。

課題把握調査より抜粋

1 経営者部会 施設部会（協議会）

1 経営者部会

■ 課題・取り組みを進めるべき事項 ■

- ①老朽化した通所施設の建て替え、安定した人材の確保【指定都市・障害】
- ②防災に力を入れています。【県域・保育】
- ③人材確保、育成。社会的な地位に向上と処遇改善。【指定都市・保育】
- ④本園は、強度行動障害者を多く抱えている重度障害者施設であり、慢性的な人手不足の状態が続いており、少数精鋭で運営していくためにも、専門性の高い福祉人材の育成が求められています。こうしたことから必要な研修強化を進めていますが、勤務形態から集団研修も複数回の実施が必要となっています。【県域・障害】
- ⑤当法人は、刑務所、少年院を仮釈放・仮退院した者などを一時的に受け入れる更生保護施設ですが、障がいを持つ対象者をいかに福祉へつなげていくかが課題と感じており、具体的に、更生保護施設横浜力業舎施設長、更生施設甲突寮施設長の尽力を得て、令和 2 年度に、更生保護施設報徳更生寮から寮生を直接甲突寮へ入所させることができたことをうれしく思っています。今後さらに発展させていくことを望んでいます。【県域・更生保護】

■ 制度・施策、関係機関・団体に求めること ■

- ①社会福祉従事者の地位が向上していくために、制度の充実と整備を行ってほしい。【指定都市・保育】
- ②集団研修の充実を図るため、同一テーマで複数回の講師派遣について、ご支援いただけると助かります。【県域・障害】
- ③当法人は、刑務所、少年院を仮釈放・仮退院した者などを一時的に受け入れる更生保護施設ですが、障がいを持つ対象者をいかに福祉へつなげていくかが課題と感じており、具体的に、更生保護施設横浜力業舎施設長、更生施設甲突寮施設長の尽力を得て、令和 2 年度に、更生保護施設報徳更生寮から寮生を直接甲突寮へ入所させることができたことをうれしく思っています。今後さらに発展させていくことを望んでいます。【県域・更生保護】

2 児童福祉施設協議会

■ 課題・取り組みを進めるべき事項 ■

- ①児童虐待の増加に伴う、社会的養護を担う人材不足と専門性の欠如
- ②社会的養護から家庭的養護への転換
- ③事業所においては、人件費支出の圧迫が経営に大きく影響している。児童定員数が 90 名で、100 名にはならないまでも大規模施設であり、定員 36 名などの小規模施設と比較すると、措置費収入の部分で圧倒的な不利な状況となっている。これは、現在の措置費における制度的な問題であり、この制度が悪いわけではないと考

えている。児童数を起点とするのではなく、ユニットへのサービスの質を起点とする考え方に、今こそチェンジすべきであると望んでいる。

■ 制度・施策、関係機関・団体に求めること ■

- ① 補助金の制約などによる強制的な家庭的養護への転換はせず、児童の問題の多様化に合わせて、小舎、中舎、大舎など従来通り地域のニーズに合わせた施設の整備・運営を認めるべきである。
- ② 社会的養護の人材を確保すべく、給与面など処遇改善が急務である。
- ③ 児童養護施設の職員配置基準と、労働基準監督署から求められる勤務時間には大きな隔りがあるため、相互が連動するようにして欲しい。
- ④ 大規模児童養護施設の分割化による、小規模化への推進を具体的に進捗して欲しい。

3 母子生活支援施設協議会

■ 課題・取り組みを進めるべき事項 ■

- ① 子どもの発達の支援を行う上で、子どもの意見表明権を尊重した児童自立支援計画を策定し支援を進めていくべきであると考えている。母子からのヒアリングを行い子どもの意見、例えば「お友達をつくりたい」「ユーチューバーになりたい」等の意見を否定せず受け止め、子どもの願いについて寄り添って考える。その上で、相応しい計画を立て、計画に基づいた支援を実施することで子どもの自立を支援していく。
- ② 地域における支援の取り組み。住宅地の中という立地条件もあり具体的にできることが少ない。社協との連携を持ち、施設のできることを知ってもらう。
- ③ 入所期間の長期化とともに、施設が提供する支援目標が不明確な世帯が多くなってきている。
- ④ 不登校児支援の難しさと今後の不登校児支援の対応方法
- ⑤ 退所世帯のアフターケアを充実する為のマニュアル作成
- ⑥ ソーシャルディスタンスをとることが必要な場合でも、コミュニケーションがとれるよう館内 Wi-Fi を設置し、iPad で別部屋の方と話せるような仕組みにしている。自宅待機が必要な時、Wi-Fi と iPad は有用であった。

■ 制度・施策、関係機関・団体に求めること ■

- ① 子育てに関する課題が大きいと考えるが、特に都市部における地域社会の変容を踏まえ、既存の区社協・地区社協の仕組みの活用には知恵を絞るとともに、様々な課題に対応するNPOやネットワークを活用したサービスシステム等がうまく融合して機能するように、行政や社協、他の関係機関・団体は工夫をすべき。
- ② 改めて変容してしまった、あるいは変容し続ける地域社会に生活する人々の生活課題を支える仕組み自体について考える時期に来ているのではないか。
- ③ 関係機関への周知のため、いろいろなことを始めており、母子生活支援施設を関係機関に理解していただくことを根気よく続けていく。
- ④ 関係機関の方も母子生活支援施設の現状を知ることが積極的に取り組んでいただきたい。
- ⑤ 通信インフラの充実をしてほしい。Zoom、Webex など使用制限のある団体もある。また個人情報の関係で、Zoom 不可の機関もある。ガイドラインなどで円滑利用出来る制度が必要

4 保育協議会

■ 課題・取り組みを進めるべき事項 / 制度・施策、関係機関・団体に求めること ■

- 発達の課題を抱える子供への対応
 - 発達課題を抱えている子どもが増えている傾向にある中で、現有人員での対応が困難になってきている。職員の専門性の向上と人員確保が必要と考える。
- 職員の専門知識の必要性、職員が地域共生社会を考える必要性
 - ・施設職員に社協活動の話をして、「知らなかった」という意見が帰ってくる。個人や組織、それぞれの立場で地域共生社会を考えることが必要である。
 - ・生活が困難な人が増え、保護者と直接話をする保育士が、相談窓口の専門知識を持っている必要があると考える。地域共生社会の考え方も含め保育士養成校等での充実した教育が求められる。
- 施設間・法人間の連携、行政との協力
 - ・現状として、目の前の現場（保育業務）の忙しさに追われる毎日であり、地域や世の中全体の社会福祉まで目が届かないのが正直なところである。
 - ・当面、目の前の保育の充実に図っていくことが役目と捉え実践しているが、そういう面では、日々、法人間、施設間での連携、行政の担当課と相談、連携を重ねながら保育を進めて行くことが世の中全体の福祉につながるものとする。

5 老人福祉施設協議会

■ 制度・施策、関係機関・団体に求めること ■

- ①介護人材の確保について
 - 介護職についてない有資格者、無資格・未経験者、外国人採用等、施設の状況や求人対象にあわせた採用活動の実施、求職者のすそ野の拡大が必要であると考えている。
- ②養護老人ホームの空床が多くなっていることへの対応は急務と考える。必要な方がサービスを利用できるよう、行政と協力し合っていきたい。
- ③施設整備に関する補助金制度の充実

6 障害福祉施設協議会

■ 課題・取り組みを進めるべき事項 / 制度・施策、関係機関・団体に求めること ■

- ①障害者支援施設・短期入所事業の再整備の推進について
 - 県所管域の障害者支援施設の待機者は、加齢児支援と併せて相当数の方がいられる状況にあります。また、神奈川県においては、平成元年前後に建設した障害者支援施設が多くあり、2025年度には、こうした既存施設の老朽化に伴う施設の再整備が課題となります。今後、施設の再整備にあたっては利用者の生活の質が向上するよう、利用定員の見直し、個室化・ユニット化・バリアフリー化等の住環境の改善を図るよう、国庫補助に加え県独自の予算措置が必要です。
- ②福祉型障害児入所施設の移行支援等について

高等部卒業生及び加齢児の移行支援は、みなし規定の期限が延長されています。速やかに移行支援を実現するためには、県、市町村、児童相談所、福祉事務所、相談事業所、特別支援学校及び障害者支援施設、グループホーム、障害福祉サービス事業所等が連携する自立支援システムの構築を図り、地域の社会資源を拡充するとともに、計画的に移行支援が進められるような調整機能が必要です。現在高等学校 3 年生になって受けられる障害支援区分認定調査を 2 年生から受けられるようにすれば進路先、実習先との具体的な調整、体験利用を早い段階で進められることになります。

③障害者グループホームについて

障害者グループホーム等運営費補助事業は、地域で暮らす利用者を支援する上で、無くてはならない福祉先進県かながわを象徴する制度です。障害者地域生活サポート事業と合わせてこの事業の補助水準の維持とさらなる充実が必要です。また、グループホームの家賃補助が全県に行きわたるよう働きかけ、市町村格差の是正をお願いします。

④障害のある方の就労支援について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、就労継続支援 B 型事業所等を中心とした就労系事業所の生産活動は、受注や販路等が減少し、従前の工賃支払いが難しい状況にあります。よって、障害者優先調達推進法に則った公的発注の推進が望まれますので、改めて各行政関係機関への周知徹底をお願いします。また、社会・行政関係機関等から受注を受ける共同受注窓口「神奈川セルフセンター」は大変重要な機能、役割を担っておりますので安定運営できるような補助金の維持、充実をお願いします。

⑤発達障がい者への支援の充実について

現在、かながわ A（エース）が、県域を対象に発達障害者支援センター事業を実施していますが、成人発達障がい者のニーズ急増や利用者からの相談件数の増に対応するには、各市町村または圏域において発達障害者支援センターを創設し、発達障がい者支援の充実を図ることが必要です。

⑥コロナ下の対応について

コロナ発生時における業務継続については、多額の費用負担が発生する可能性があるため、費用に対する補助額を増額してほしい。

⑦身体拘束とリスク管理について

危険回避が困難な重度障害利用者の行動制限の軽減、解除に向けた取組みの中で、てんかん等疾病を要因とした発作時の転倒や怪我防止の為にベットの柵や車いす等の安全ベルトが身体拘束等行動制限に当たるという現行解釈について、実生活の場の視点からはリスクが高まる問題があります。

⑧孤立している障がい者について

地域の「孤立している障害者」に対する支援が必要と考えます。今回のコロナ禍におけるワクチン接種において、地域の「事業所に属していない」「サービスを利用していない」障害者の方々を心配する声が団体内からもありました。市の社会福祉協議会からの民生委員児童委員さんに地域の孤立している障害者への働き掛けを行って頂くことが可能であれば助かります。事業所に属する方は把握できますが、地域の「事業所に属していない」方に何ができるかが課題となっています。

⑨営利団体の参入について

昨今、関東首都圏において営利団体が経営する放課後等デイサービスや日中サービス支援型グループホームが乱立されています。社会資源が増えることは望ましいことではありますが、地域によっては過剰な供給が必要とのバランスを欠く状況になりつつあります。特に日中サービス支援型グループホームについては支援の質を心配する声も出ています。このような営利団体は日本知的障害者福祉協会（神奈川県知的障害施設団体連合会は地方会に当たります）のような福祉関連団体に加盟していないため実態の把握が難しい状況にあります。利用者ご本人に不利益が及ばないように、支援の質を担保できる体制整備が必要と思われます。

7 社会就労センター協議会

■ 課題・取り組みを進めるべき事項 ■

○就労継続支援 B 型の事業所において、新型コロナウイルス感染症の影響により、販売（地域バザー等を含む）および納品数が減少、収入が大幅に減収している状況である。また、利用者へ支払う工賃の減少にともない、平均賃金も下げざるを得ない状況であり、次年度体制については報酬単価にも影響を受ける等、厳しい状況である。

■ 制度・施策、関係機関・団体に求めること ■

- 以前行われた医療・福祉関係職員ありがとう感謝事業等の、特需の販売金の代わりになる注文の機会をもっと増やして頂ければ、利用者の工賃確保にもつながると思う。
報酬単価に関しては、新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の影響により平均工賃が下がる場合は、平均工賃を基にした報酬体系の見直しや、令和 2 年度、3 年度同様に平均工賃は情勢悪化前を基準とする緩和といった社会情勢が安定するまでは特例の措置が必要なのではないかと思う。
- 自主製品の販売会などは軒並み中止となっている現状があることから、行政や社協などが主体的に販売会などを企画し、感染対策を十分にとった上で実施できるような協力があると良い。

8 福祉医療施設協議会

■ 課題・取り組みを進めるべき事項 / 制度・施策、関係機関・団体に求めること ■

- 高齢者の入院により、自宅にひきこもりの中高年の子がいることがわかる。身寄りのない高齢者が入院される。こういった方は、それまで何も支援を受けられず、退院支援においても難渋することが多い。地域の中で、支援から取り残された方や複数の生活課題が潜在化する世帯を支援する仕組みが必要である。
- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備支援事業」の実現
- 特に生活保護に該当しない経済的困窮者、身寄りのない方、認知機能が低下した方の行政も巻き込んだ早期支援につながる活動

9 更生福祉施設協議会

■ 課題・取り組みを進めるべき事項 ■

更生施設、生活自立支援施設、女性保護施設、更生保護施設、救護施設の 1 4 施設で構成する更生福祉施設協議会は、生活のしづらさや生きづらさを抱える利用者の自立支援と包括的な支援体制の整備に向け、関係機関・団体と連携しながら会員相互の情報共有や課題共有の機会を大切に活動している。

神奈川県地域生活定着支援センターの委員会・総会・研修会へのオブザーバー参加を得ながら、定期的に最新の動向等情報交換するとともに、会員施設の視察研修や国等の制度・施策を学ぶなど、特に更生保護と

福祉との連携を意識して、会員施設が関係者や地域社会の理解を得ながら、地域共生社会の実現を目指している。

（更生保護施設の取り組み例）

当施設は、刑務所・少年院を仮出所・仮退院した者などを一時的に受入れる更生保護施設であるが、障害を持つ対象者をいかに福祉へつなげていくかが課題と感じている。具体的には、更生保護施設や更生施設の尽力を得て、令和2年度に更生保護施設から寮生を直接更生施設へ入所させることができた。

■ 制度・施策、関係機関・団体に求めること ■

地域の多様な関係者のネットワークにより、生きづらさを抱える方や刑余者などへの理解・支援を更に進める方向で対応していただければありがたい。

10 地域生活施設協議会

■ 課題・取り組みを進めるべき事項 / 制度・施策、関係機関・団体に求めること ■

I 本協議会の特色

違い（多様性）：地域生活施設協議会は、子ども、障がい者、高齢者、外国人、その母親、家族など、地域で暮らすすべての多様な人たちを対象とし、その年齢も乳幼児から100才を超える高齢者まで、あらゆるライフサイクルの違った人たちである。提供するサービスも、診療、療育、心理相談、生活相談、野外活動などの児童厚生活動、ボランティア育成、生活介護、生活困窮者支援、外国人支援、地域活動など、多様な分野・領域にまたがる。違い、多様性が本協議会の特色である。

同じ（共通基盤）：同時に、「地域生活」施設としての共通基盤がある。第一に、利用者は地域で暮らす生活者であること、第二に、各事業は地域社会の資源の一つであり、地域を基盤に事業を展開していること、第三に、住民、ボランティア、NPO 等他の資源との協働を図り、地域福祉の推進を目指している点である。

II 本協議会が目指す福祉とは 一地域に根ざしていくために一

1 生活者のニーズ、地域課題に基づく

（1）施設で暮らす人も含め、福祉サービスを利用する人たちは、地域社会の一員、ひとりの生活者、主体として理解していく。

（2）地域社会の実情や特色は大きく異なる。地域性に応じて、地域の共通課題を見出し、ひとりでは解決できない問題、ひとつの制度では解決できない問題を、多様な人たちや資源と協働し解決していく。

2 地域における専門職の役割を果たしていく

（1）地域で暮らす人たちの困難さを理解し、声にならないニーズにも目を向けていく。そのために、傾聴、受容、共感的理解を通じ、信頼関係（ラポール）を形成し、その人のもつ力を大切にした支援を行う。

（2）問題をバラバラにとらえるのではなく、その人を中心に必要な支援を提供する。そのために、地域生活を基盤として、診療、看護、保健、相談、保育、介護、リハビリ、栄養、教育、就労支援等の異なる分野・領域のサービスを担う専門職が、主体的、協力的態度で協働していく（多職種連携、保健・医療・福祉連携）

（3）コミュニティソーシャルワークの実践を進める。

“ひとり”の支援と、ひとりを支える地域社会の形成のために、個別支援と地域支援を一体的に進めるコミュニティソーシャルワークの実践を進める。

3 地域の洞察を深め、地域を捉え直す

(1) 地域とは、何を意味するのか。様々な側面や性格があることを理解していく。日常生活圏としての地域、圏域としての地域、行政区分の地域…。共同体としての地域コミュニティ、統治の対象、新しい公共（市民的公共圏）を形成する基盤としての地域社会等々。地域は様々な側面をもち、日本社会の歴史と現在地が表れている。

(2) 民間社会福祉の立場から地域を捉える

なぜ、地域に目を向けるのか、政策が地域を重視するからなのか。民間社会福祉、ソーシャルワークの立場は、地域で暮らす生活者、その地域の側から社会のあり方を構想し、社会福祉の役割を果たしていくことが求められている。

4 地域福祉の理念、社会福祉のプラスの価値を広めていく

(1) ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョン

「人は皆ちがう、人は皆おなじ」であることを大切に、多様性を認め、差別や排除のない「多文化共生の社会」「共に生きる地域社会」をつくるには、憲法や社会福祉法、ソーシャルワークがもつ普遍的価値を日々のサービス実践を通じて広めていく。

(2) 「みんなで参加して共につくる社会」を志向する

地域社会、市民社会に、社会福祉のプラスの価値が広がることは、サービスの提供者・利用者の関係を超えて、「共に生きる地域社会の創造」に向けて“共に歩む”関係性へと発展していく可能性をもっている。

(3) ボランティア、セトルメントの意味を考える

① Volunteerism：自発性・主体性、連帯性、無償性の意味

→国家や行政から独立した民間の立場、独立しつつ共存する立場や関係性（Voluntaryism）

→ボランティアの役割：先駆的役割、補完的役割、批判的役割、架橋的役割、啓発的役割

→国主導の地域共生社会、我が事・丸ごとへの点検

「新しい公共」、市民的公共性とボランティア、国家から独立した自由なもの、緊張関係としてのボランティア

② ボランティアから生まれたセトルメント運動：人格的接触、漸進性、架橋的役割、ネットワーク、運動性

5 ボランティアやセトルメントの精神、地域福祉の考え方に基づく地域活動の推進

(1) 住民が参加と交流する機会の提供や場づくりの支援

(2) 社会福祉への関心や共感、理解形成のための福祉教育の実践

(3) 地域との協働による地域の福祉人材の育成、ボランティア支援

(4) 施設が地域社会に拓かれているか（会場提供、情報や学習機会、ボランティア活動の機会、調整等のコーディネート機能、専門職の派遣等地域資源の一つの施設機能の開放）

(5) 住民主体、住民参加の原則に立つ。地域と共に歩む姿勢をもちながら、地域が主体できること、施設と協働できること、専門サービスが必要なことを判断する。

(6) 公私の協働と責任分担、ネットワーク形成。一人の生活者の支援や共通の目的をもった事業を、地域を基盤に、住民、行政、施設の協働と責任分担によって進める。

(7) 施設の利用者や住民が、福祉施設のサービスに触れ、信頼関係や共感関係が生まれることにより、サービスの受け手から福祉を担う主体へと転換していく。

(8) 地域活動を通じ、福祉を大切にす土壌や人的ネットワークを形成し、地域を福祉ニーズの「発生の場」から、第一次的な「解決の場」、「予防の場」としていく。

11 介護老人保健施設協議会

■ 課題・取り組みを進めるべき事項 ■

社会文化の進む中、老健の特養化との批判もありますが、本所での家庭復帰は、ほとんどありません（国では老健の看取りも認めている）。受け皿はどこに。

認知症の増加（おのずとBPSDも増加）に対し、介護施設では身体拘束はできず、対応に苦慮します。介護医療の限界です。受け皿はどこに。

入所者のみならず、種々の問題を抱える介護者の生活も考慮すべき感が強いが（共倒れの恐れ大）老健での対応外としていいのか。

■ 制度・施策、関係機関・団体に求めること ■

高齢化社会の進む折、形としては訪問医療、看護、介護等が行われているが、矛盾も多く、現在の社会文化から在宅療法の限界を感じる。本所でも早期の社会（在宅）復帰はほとんど見られない。

高齢者は持病を持つ人、フレイルの人は多いのは自明として、本地域には介護医療院、介護療養型医療施設はない。

少子高齢化が進む折、社会文化の変化もあって、家庭での介護力は乏しくなり、結局は施設介護に移行せざるを得ない（裕福者は今でも有料介護施設での生活）。

少子化の進む中、小学校、幼児施設の介護施設への転用も考慮

2

民生委員児童委員部会 市町村社協部会

12 民生委員児童委員部会

■ 課題・取り組みを進めるべき事項 / 制度・施策、関係機関・団体に求めること ■

1. 民生委員児童委員の魅力発信・負担軽減に向けた具体的な支援をお願いします。
 - コロナ禍で孤立・孤独状態の住民が増えている中、民生委員児童委員の重要性は増しており、定数は増加傾向ですが、一方で欠員数も増えている状態です。
 - 欠員地区においては民生委員児童委員による身近な相談役としての支援が受けられなくなってしまうこととなり、各地域に欠けることなく民生委員児童委員を配置することは、孤立・孤独状態の住民を早期発見することにつながります。
 - なり手確保に向けた民生委員児童委員の魅力ややりがいの幅広い周知、充て職や動員などの軽減に向けた取り組み、候補者推薦方法の多様化や要件について市区町村行政との検討をお願いします。
民生委員児童委員部会では、仕事・子育て・介護をしながら活動している民生委員児童委員に向けて調査を行いました。今後は仕事・子育て・介護をしながらでも活動しやすい環境づくりを検討していきます。
2. 民生委員児童委員の活動推進に向けた具体的な支援をお願いします
 - 民生委員児童委員は、住民の身近な支援者として課題発見に努め、適切な支援先につなぎ、見守りをしていくことが重要な役割です。
 - 住民が抱える課題が複雑化・多様化しており、地域課題を解決していくためにも、民生委員児童委員が安心して相談を受けるためのつなぎ先としての受け皿を、行政や関係機関が連携し、仕組みとして整えていく必要があります。
 - 地域共生社会の実現に向けた包括的体制支援整備等の推進、住民の生活課題を解決するための仕組みづくりのイニシアチブ、民生委員児童委員の活動費の増額、参画する委員会等の厳選による負担軽減、民児協事務局（行政職員）への支援、関係機関等への理解促進について検討をお願いします。
3. 孤立・孤独の問題、児童虐待、中間層の経済的困窮への具体的な施策の検討をお願いします。
 - コロナ禍で孤立・孤独状態の住民の増加、児童虐待、ヤングケアラー、生活困窮世帯の拡大などが、地域で顕在化しています。
 - 民生委員児童委員は、課題の発見に努め、住民に寄り添い、一義的に問題を受け止めます。
 - 根本的な解決のためには、具体的な施策が必要であり、孤立・孤独の問題、児童虐待、生活困窮への具体的な施策のさらなる検討をお願いします。

13 市町村社協部会

■ 課題・取り組みを進めるべき事項 / 制度・施策、関係機関・団体に求めること ■

- ① 地域共生社会の実現、包括的支援体制の構築という動きの中での社協の機能・役割の発揮、および従来の実践の見直しと再構築
- ② 市町村行政の責務としての包括的支援体制構築の推進

- 社協の本来的機能・役割は、一人ひとりの意思や尊厳が尊重され、だれもが主役になって自分らしく暮らせる地域づくりをすすめることです。
 - 令和3年度の政策提言による共通目標は、地域共生社会の実現、包括的支援体制の構築のめざすところと重なっていますが、さらにこれらは、社協がその本来的機能・役割に基づき、従来より推進してきた地域福祉と重なるものです。
 - このような動きの中で、社協はこれまで以上に多くの関係者と連携を図り、また、行政とより一層連携・協働しながら、住民主体による地域福祉推進の組織としての役割を果たしていく必要があると認識しています。
 - 市町村社協部会では令和2年3月に「かながわの社協指針2020」を策定し、地域共生社会の実現、包括的支援体制の構築という動きの中で社協の機能・役割発揮にむけた指針を提示し、これに基づく事業を推進してきました。
 - 令和3年4月から重層的支援体制整備事業もスタートしている中で、社協には、従来の実践をあらためて見直し、包括的支援体制の中での事業展開方策を再構築していくことが求められます。
 - また、包括的支援体制の構築は市町村行政の責務であることから、財政・施策面での行政のリーダーシップの発揮が欠かせないものと考えます。
- ③ 住民ニーズを基本とし、狭間のニーズに対して多様な関係者とともに取り組む社協のプラットフォーム機能の重要性と参画の推進
- ④ 行政とともに地域福祉をすすめるパートナーかつ公共的組織としての社協組織運営の安定化にむけた支援
- 社協は、住民ニーズを基本に事業展開する組織であり、コロナ禍において多くの社協が地域の関係者とともに生活困窮者への食料支援などの活動に取り組んだように、目の前にあるニーズ、狭間のニーズに対応し、既存の事業で対応できない場合は、地域の関係者を巻き込んで事業をつくっていくことのできる組織です。
 - また、社協は地域の住民や関係者等にむけた研修や福祉教育などの取り組みもおこなっています。このような取り組みをすすめながら、地域の中に埋もれがちなさまざまな生活課題に気づく人、課題解決にむけて行動する人を育て、協働による解決の取り組みにつなげています。
 - 地域の生活課題が多様化・複合化し、福祉領域を超えた連携・協働による課題解決が必要とされる中で、このような社協の機能を多くの関係者に知っていただき、社協のプラットフォーム機能を活用した多様な地域課題対応の取り組みを展開していくことが重要と考えます。
 - また、このような社協機能の発揮にむけては、社協の組織基盤の確立が不可欠です。住民主体による地域福祉をすすめる社協は、事務局のみが社協ではなく、会員をはじめ地域福祉にかかわる全ての人の参画によって成り立っています。社協の事業・活動は、個々の事業によってすすめられているだけでなく、組織運営そのものが、広い意味では地域福祉推進のためのコミュニティソーシャルワークの一貫としてあるものです。
 - こうした考え方に立ち、住民をはじめ多くの関係者に社協組織の意義を知っていただき、関心を高め、さまざまな場面に参画していただくとともに、行政にはこのような公共的側面から、地域福祉推進のパートナーとしての社協組織運営の安定化にむけた支援の充実をお願いいたします。

3

第2種・第3種正会員連絡会

14 県障害者地域作業所連絡協議会

■ 課題・取り組みを進めるべき事項 ■

地域活動支援センターを運営するに当たり、ご利用者の年齢が進むとともにご家族が高齢化し、いつまで拠点送迎のポイントにご利用者を連れて来て下さることが出来るのかを心配しています。

個別送迎をしようにも、現在の予算では、新規に送迎車を購入する事や、運転する職員を増員することが難しく、ご本人とご家族の努力に頼っているのが現状です。

日中活動の場である私達の事業所の利用者の方は、生活の場が安定していることが何よりも安定するか否かの大きな岐路になっています。高齢化した当事者の方の暮らしを考えた時に、現在の社会資源では非常に難しいと感じています。在宅においても、グループホームにおいても高齢化、重度化した利用者の方にとって生活しにくい状態です。

利用者の方が、生き生きと暮らすことができる場を作っていくためには、グループホーム制度の充実をはじめ、障害福祉サービスと介護保険サービスの相互乗入れ、インフォーマルなサービスの活用等を其々の地域で考えていく必要があると考えます。

■ 制度・施策、関係機関・団体に求めること ■

地域活動支援センターでも送迎にもう少し力を入れられるような、制度や補助金の新設、増額をお願いしたいです。

グループホーム制度の充実。家族がいても居宅介護サービスが容易に活用できる仕組み。

相談支援事業所が大切だと言われているにも関わらず、この間増えない状況を見ると、相談支援事業所の人材育成及び位置づけに見合った報酬の保障

全県内でグループホームの実態調査の実施（本当に高齢化・重度化に向かっているのか。営利企業の参入によってどのような状況になっているのか。課題の把握が必要だと考えます。

15 県精神保健福祉家族会連合会

■ 課題・取り組みを進めるべき事項 ■

会員の高齢化により、高障介護 障障介護が始まっています。それにより、会員数の減少、役員のなり手がなく解散に追い込まれる会も出てきています。会の活性化が課題です。

■ 制度・施策、関係機関・団体に求めること ■

家族会は重要な社会的資源の一つと考えます。家族会が存続できるように経済的支援・側面的支援をお願いします。

16 県障害者自立生活支援センター

■ 課題 ・ 取り組みを進めるべき事項 ■

障がい者が、外出先で災害にあった場合に、周囲の協力が必要であるが、差別を受けることのないようにするためには、日頃から障がい者に対する理解を深めている必要がある。

当法人では、神奈川県から委託を受けて、企業や団体に障害当事者を中心とした講師を派遣して職員研修を実施しているが、当該事業のさらなる拡充の必要性を痛感している。

17 県断酒連合会

■ 課題 ・ 取り組みを進めるべき事項 ■

依存症者の救済と、依存症者の減少の為の施策に取り組めます。

■ 制度・施策、関係機関・団体に求めること ■

- ・学校教育の中でアルコールの害についての教育
- ・医療現場における、アルコールの薬害の知識の普及
- ・行政、医療、自助グループの連携
- ・患者主義に基づいた、切れ目のない組織的支援の充実

18 県ホームヘルプ協会

■ 課題 ・ 取り組みを進めるべき事項 ■

慢性的な人材不足によるサービス提供が十分に対応できない課題がある。

公的な団体と事業所の協力のもと「資格をもちながら就労していない方」への教育を定期的に行う取組が必要である。

4 政策提言委員会 委員

19 薄井委員

■ 制度・施策、関係機関・団体に求めること ■

1. 社会福祉全般（制度・施策）への期待

(1) 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

利用者や職員の陽性および陽性以外の要因（濃厚接触による自宅待機、学校・保育園等の閉鎖等）により職員が十分に確保できず、休業を余儀なくされる事業所が増えている。オミクロン株からの変異ウイルスの発生などの影響により、こうした人員確保やシフト調整の問題や休業による経営的な問題については、感染対策とあまって、今後も難しい対応を求められることが予想される。国・自治体においては、サービス継続に向けた各種支援事業等、財政面における一層の支援はもとより、応援職員の派遣にかかる取り組みの充実に尽力していただきたい。個別の社会福祉法人での取り組みも重要だと考える。

(2) 介護分野の処遇改善加算について

令和4年度介護報酬改定による処遇改善については、介護従事者の着実な賃金改善につながることを期待される一方で、事務手続きが煩雑になるなどの問題も生じている。確実に申請を行うための情報提供や各種支援について、また、加算全体の簡素化に向けた取り組みについて一層の尽力していただきたい。また、本年10月からの「介護職員等ベースアップ等支援加算」については、加算額の2/3を介護職員等のベースアップ等に使用することが要件の一つとされている。国・自治体においては、賃金の支払い方法については事業所の裁量で行われているという現状も考慮し、第三者的視点に立った効果検証や事業所評価等を行う仕組みを検討していただきたい。

(3) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度について

イコールフットिंगの観点から、高齢及び障害分野の施設・事業の公費助成が廃止された結果、制度に加入している職員とそうでない職員との間で、格差が生じている法人が多く見受けられる。国・福祉医療機構においては、社会福祉施設等の職員の身分の安定を図るという制度の目的を鑑み、福祉の現場で働く職員誰もが享受できる制度設計についてご検討いただきたい。公費での制度運営が難しくなっている点や法人負担の問題等についても理解しているので、例えば、支給乗率やそれらに掛ける計算基礎額の定期的な見直しや経験年数ごとに支給率を変動させるなど、柔軟な運用を期待したい。

2. 社会福祉関係者への期待

(1) 顕在化する福祉ニーズへの対応について

これまで見えづらかった制度の狭間にある福祉ニーズが、コロナ渦により顕在化してきている。社会のセーフティネットとしての役割を果たしてきた社会福祉法人（社会福祉協議会含む）は、これまで以上に地域において広域的な役割を発揮していくことが求められる。一方で、先の社会福祉法改正における社会福祉法人改革の視点である「国民に対する説明責任の履行」については、情報公開や経営組織のガバナンスの確保、財務規律の強化などの考え方は浸透してきたものの、未だ形式的な部分に留まり、公益性の発揮や地域社会に貢献（活用）するところまでには至っていない。社会福祉法人においては、地域福祉推進の中核的な存在として、潜在する福祉ニーズの発見と支援に向けた一層の尽力をいただくとともに、その専門性を発揮し、福祉ニーズからみえる課題を関係者、自治体等と共有する契機をつくり、新たな協働を生み出す取り組みにつなげていただきたい。

(2)福祉人材の育成について

各分野における処遇改善加算の要件として、キャリアパスの構築や評価の仕組みの導入が掲げられており、多くの法人で検討が進められているが、制度本来の趣旨が十分に法人内に浸透していないために、こうした制度を導入しても形骸化している、あるいは誤った運用により職員の離職が加速してしまうようなケースも散見される。社会福祉法人においては、全産業で労働人口が減少する中、専門性の有無を問わず、あらゆる人材を活用していくためにも、キャリアパスや評価の仕組みを常にブラッシュアップし活用していくことが求められる。また小規模等独自の検討が困難な社会福祉法人の支援を社会福祉協議会にも求められている。

(3)社会福祉連携推進法人について

社会福祉法人がこれまで培ってきた知識や技術、地域とのつながりは、これからの福祉課題を考えていく上で必要不可欠な資源といえる。一方で、小規模な法人や種別が単一の施設では、人口減少や高齢化等による福祉ニーズの偏在により、今後の経営や運営に課題を感じているところも少なくない。社会福祉法人においては、法人の知識や技術、地域との関係性の存続、維持向上を考えていくという点において、この制度の将来的な活用について、法人内で検討していただきたい。また、社会福祉協議会にあつては、経営者部会を中心として法人設立に向けた指針づくりや参画する法人の適正なマッチングを実現するための仕組みづくりに尽力いただきたい。

また、厚生労働省の検討会のとりまとめも参考に検討を進めていただきたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18609.html

20 石橋委員

■ 制度・施策、関係機関・団体に求めること ■

障害児者を持つ親（家族）にとって地震を含む災害時の障害児さが安心・安全に避難するとき、場所と同時に障害に対する支援（介護・看護・医師・相談）が伴わないと安心安全につながりません。これらの人材と関係する器材がそろわないところには避難はできません。

社協組織が関係する災害ボランティアセンター、施設協等の会員で DWAT を組織してください。

5 本会各部所

21 福祉サービス推進部・福祉サービス第三者評価推進機構

■ 課題・取り組みを進めるべき事項 / 制度・施策、関係機関・団体に求めること ■

○「福祉サービス第三者評価事業」の全県的な受審促進

国において、平成 30 年度より介護保険及び障害福祉サービスにおける利用者への重要事項説明に第三者評価受審の有無等の項目が追加される等、第三者評価事業の重要性は増してきている。

第三者評価事業においては、令和元年度から県全域で共通使用する「標準となる評価基準」を導入し、これに伴い、横浜市では高齢・障害分野での受審料助成制度を開始し、受審促進を図っている。

一方、社会的養護関係施設においては、3年に1回の受審が義務化され、それに対して、措置費の受審加算が認められている。

保育分野でも、5年に1回の受審が努力義務化され、受審費用の一部を公定価格の加算（上限 15 万円）として認められている。横浜市においては受審が義務化されている他、高齢・障害分野同様、市単独の受審加算制度を設けている。受審加算制度については、川崎市も導入している。

本会では、経営者部会をはじめとした会員組織の助成制度を導入するなど、受審促進を図っている。

「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」としては、全県的に受審が進むよう取り組みを進めるが、県及び市町村行政においても、福祉サービス提供事業者に向けて、第三者評価受審の積極的な働きかけをお願いするとともに、独自の受審加算制度の創設を検討いただきたい。

22 地域福祉部・権利擁護推進課

■ 課題・取り組みを進めるべき事項 ■

- ・市町村域の地域連携と権利擁護ネットワークの構築を進める。
- ・市町村における中核機関の設置に向けた支援・推進
- ・市町村域における、身寄りのない方の身元保証・死後事務に関する公的な取り組みの推進
- ・本会における身元保証に関する県内のニーズ把握・情報収集、市町村への情報提供

■ 制度・施策、関係機関・団体に求めること ■

(市町村行政・市町村社協) … 日生事業と成年後見制度の連携、スムーズな移行

(市町村行政) … 中核機関の設置と地域連携ネットワーク構築

… 社協における身寄りのない方の身元保証・死後事務の取り組みへの財政的支援

(医療機関等) … 身寄りのない方へのガイドライン作成

(社協・社会福祉法人) … 身元保証・死後事務の取り組み

23 かながわ福祉人材研修センター

■ 課題 ・ 取り組みを進めるべき事項 / 制度・施策、関係機関・団体に求めること ■

〔背景〕

社会福祉事業従事者（以下、福祉従事者）の仕事は対人支援が中心である。コロナ禍の今、いのちと暮らしに向き合う緊張や閉塞感が続く中、福祉従事者を成長させる学びの機会や、その学びの方法に変化があったが、職場内外の学びを止めない様々な取り組みが現場の実践を支えるものとなっている。

今日、目の前の利用者のいのちと暮らしを支える社会福祉の仕事の意義は、改めて認知されている。福祉従事者は支援の質を高めるために、「利用者の望む暮らしを支える」仕事であることを自覚し、専門職として学び続けることが、ますます重要になってくる。

しかし、令和 3 年度「社会福祉施設等人材確保に関する需要調査（以下「需要調査」）」から現場を支える非正規職員の雇用状況を見ると、各分野とも通年採用をしている。また高齢・障害分野では 40～60 代までの入職者が多いこと、かつ在籍年数 1 年未満が多いため、非熟練労働者がおおいと推察される。このようななか、職員育成の中心となるリーダー層の疲弊等を背景に、受け入れた人材を丁寧に育成するための体制的な余裕がなくなっているという状況も聞かれている。

さらに組織（法人・事業所）は、福祉サービスの質の向上に向けて、専門職の確保・育成の責務を担っている。コロナ前の平成 30 年度の「需要調査」と令和 3 年度実施分を比較すると、外部研修への派遣は減少したものの、キャリアパスの仕組みや階層別研修の計画、新任職員研修の実施などへの取り組みは充実してきている状況が伺える。この取り組みがさらに進むことで、福祉従事者が社会福祉の仕事へのやりがいを確認でき、人材の定着につながることを期待される。

〔今後に向けて〕

利用者ニーズに応える福祉従事者一人ひとりの「専門的な支援」は、地域社会での暮らしやすさという形で利用者の生活に還元される。こうした専門的な支援に基づく福祉従事者の仕事は、社会の豊かさへとつながる社会的意義のある実践活動である。

福祉従事者は、利用者ニーズに対して創意工夫のある豊かな実践をするために、常に学び続ける必要があり、学びを進めていくためには、OFF-JT の場を活用し、組織を越えて同じ社会福祉の仕事に携わる“仲間”の実践から学び合い、現場実践に反映する姿勢を持つことが大切である。

組織（法人・事業所）には、福祉従事者の継続した学びを支えるために、OFF-JT を活用した人材育成の取り組みを進めていくことが期待されており、所管行政や専門研修機関等関係機関と連携の上で事業推進が行えるよう、必要な情報の共有、国、県、市町村行政が行う人材育成に関する支援施策の充実をめざし、次のとおり提言するものである。

1. 人材育成を行う現場（福祉従事者）の支援体制の充実にむけて

（1）人材育成を行う「学び」の環境を整備する

- ・WEB 活用などによる OFF-JT を促進するための場の確保

OFF-JT における安全性と研修効果を高めるため、オンラインライブ等に対応した WEB 環境の整備や、個人情報保護され情報交換が促進できる、研修受講環境の確保にむけた取り組み支援が必要である。

- ・法人・事業所のキャリアパス構築と運用促進

福祉従事者一人ひとりが、所属する組織のキャリアパスにおける研修体系により、計画的に研修が受講できるよう、法人・事業所が活用できる情報共有の場が必要である。

(2) 専門性を高めるために必要な OFF-JT 受講のための支援

- ・各種法定・資格取得だけではなく、福祉・介護従事者の研修参加費用の助成

介護支援専門員実務研修や介護職員初任者研修などの法定研修や、県社協福祉研修センター等が行うキャリアパス対応生涯研修、階層別・職務別研修など、福祉従事者が、求められる専門性を高めるために活用する外部研修の受講料などについて、研修参加費用の助成制度を創設するなど、職員や職場の負担感を軽減するための支援が必要である。

(3) 「学び」の最新情報が簡単に入手でき、計画的な研修受講にむけ活用される

- ・神奈川県介護人材確保対策推進会議ポータルサイトによる情報発信

従事者の専門性向上のために活用できる制度・施策を、ホームページ等のコンテンツを活用し、官民一体で発信していくことで、法人・事業者、従事者、求職者が必要としている情報をよりキャッチしやすくなる。各法人・事業所が整備している従事者の育成プランや、職場として職員の定着のために取り組んでいる工夫、従事者自身の自己研鑽の事例を収集・共有することで、法人・事業所間で活用いただくとともに、福祉従事者等が生涯にわたり、計画的に学び続けることができる「研修」情報を入手することができるサイトの運用支援が必要である。

2. 現場の研修・研究成果の発信

- ・かながわの社会福祉実践を分かち合い地域社会に還元する機会づくり

社会福祉の現場における実践活動の交流や、研究活動の発表機会をもつことでひろく地域に発信し、その専門性や社会的役割の理解の普及につとめていく必要がある。

さらに、社会福祉法人や事業所での実践活動、当事者活動や民生委員・児童委員活動、住民による地域福祉活動を含む多様な地域実践活動の交流の促進にむけた場づくりの支援が必要である。

関連資料



- 令和4年度 社会福祉制度・施策に関する課題把握調査・調査票
- 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 政策提言委員会設置要綱
- 政策提言委員会 委員名簿
- 令和4年度 政策提言委員会 活動経過

令和4年度 社会福祉制度・施策に関する課題把握調査 調査票

Q1.共通目標—これからの神奈川の福祉のあり方—について

【令和3年度 社会福祉制度・施策に関する提言

共通目標—これからの神奈川の福祉のあり方—】

「すべての住民が、あらゆるライフサイクルにおいて、自らの意思や尊厳が尊重され、人とつながり、自分の居場所を見つけながら地域社会との接点を持ち、生き生きと暮らせる社会を創造すること」



神奈川県社協政策提言委員会では、これまでの課題把握調査や部会・協議会等との意見交換を踏まえ、社会福祉関係者の活動や取り組み等に関して、分野・種別によらない“共通となる目標”にまとめました。

令和4年度以降は、この目標そのものや目標に向けた取り組みに関して、本会会員で意見を出し合い、神奈川の福祉を良くしていくとの考えに立ち、取り組みを進めます。

貴団体において、共通目標の内容について、思うことや意見等がありますか。

目標の達成に向け取り組めることや今取り組んでいることで関係すると考えること、あるいは、達成に向けて課題となると感じる事等をご記入ください。

Q2.社会福祉全般(制度・施策を含む)に対する、あるいは、社会福祉関係者に対するあり方について
近年、社会福祉の制度や施策は充実してきましたが、制度や施策の専門化に伴い、分断や縦
割りといった“わかりくさ”を生んでいると思われます。

については、社会福祉全般(制度・施策を含む)に対して、あるいは、社会福祉関係者に対して、
期待することなど、お考えがありましたら、現状とあわせ、ご記入ください。

<例 相談窓口のわかりやすさ、制度や施策のほか行政計画のできる限りの一本化など>

Q3.貴団体における、共通目標に向けた取り組みについて

(1)共通目標の達成に向け必要なこととして、下記4つの提言項目を挙げています。

貴団体において、共通目標への取り組みを進める場合、以下の項目のうち、必要と考えるものはどれですか。番号に○をつけてください。(複数回答可)

項目ごとにお書きいただきたい場合は、コピーのうえ、ご記入ください。

1. 生きづらさ等を抱える人が孤立しない地域づくりに取り組む必要がある
2. 生活課題等を抱えている当事者や福祉サービス等の利用者本人を中心にして、多職種によるネットワークにて支援体制がつけられる必要がある
3. 各主体がそれぞれの役割・機能を発揮できるよう、専門性の高い福祉人材が確保される必要がある
4. 非常時において、福祉サービスの提供体制等の継続・持続が図られる必要がある
※非常時：今般の新型コロナウイルス感染症や近年続く地震・台風被害等の自然災害時を指す

(2)(1)にて答えた項目について、具体的にはどのような取り組みが必要か、現在取り組んでいること、またはこれから取り組みたいと考えること等をご記入ください。

(3)上記に挙げられた項目以外で、取り組む必要があると考えることがあればご記入ください。

Q4.貴団体の抱える現状の課題等について

※回答いただいた内容は、各主体からの提言として政策提言集に掲載を予定しています

(1)貴団体において、現在、課題としていることや取り組みを進めるべきと考えている事柄をご記入ください

(2)(1)で回答したことで、制度・施策に求めること、また行政や社協、他の関係機関・団体に対し求めていることがあればご記入ください

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 政策提言委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県社会福祉協議会（以下「本会」という）政策提言委員会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県民・福祉サービス利用者にとって望ましい福祉社会の実現を目指し、社会福祉政策、制度及び予算の充実について、幅広く社会全体へ政策提言するため、政策提言委員会を設置する。

(事業)

第3条 政策提言委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉政策や社会的な課題に関する提言
- (2) 社会福祉政策や社会的な課題に関する調査研究
- (3) 提言実現のための取り組み
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(委員)

第4条 政策提言委員会は12名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、本会副会長及び会長が委嘱する者とする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げないものとする。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(正副委員長)

第6条 政策提言委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、本会会長とし、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

(臨時委員)

第7条 委員長は必要があると認めるときは、第4条に規定する委員以外の者を臨時の委員として委員会に出席させることができる。

(会議)

第8条 政策提言委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年8月3日から施行する。

2 第5条の規定に関わらず、当初の委員の任期は平成25年3月31日までとする。

政策提言委員会委員名簿

（任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日）

◎委員長 ○副委員長

No.	選 出 区 分	委員氏名	備 考
	所 属	職 名	
1	本会会長	篠原 正治	◎
	（福）横浜長寿会	理事長	
2	本会副会長	小泉 隆一郎	
	（福）泉心会	理事長	
3	本会副会長	桐生 行雄	
	神奈川県民生委員児童委員協議会	会長	
4	本会副会長	鈴木 立也	
	横須賀市社会福祉協議会	会長	
5	その他会長が委嘱する者（施設運営に知見を有する者）	鶴飼 一晴	
	（福）唐池学園	理事長	
6	その他会長が委嘱する者（当事者活動に知見を有する者）	石橋 吉章	
	神奈川県心身障害児者父母の会連盟	政策委員長	
7	その他会長が委嘱する者（権利擁護に知見を有する者）	内嶋 順一	
	神奈川県弁護士会	弁護士	
8	その他会長が委嘱する者（精神保健福祉に知見を有する者）	戸高 洋充	
	（特非）神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会	会長	
9	その他会長が委嘱する者（福祉経営に知見を有する者）	薄井 照人	
	（株）川原経営総合センター	常務取締役	
10	その他会長が委嘱する者（学識経験者）	臼井 正樹	○
	県立保健福祉大学	名誉教授	

令和4年度 政策提言委員会 活動経過

月	内 容	
3月	下旬	課題把握調査の回答締切
4月		
5月		
6月	15日(水) 9:30~12:30	第1回 政策提言委員会 ○令和4年度の政策提言活動について ○社会福祉制度・施策に関する課題把握調査について ・部会・協議会・連絡会等代表者との意見交換会(1回目)
	24日(金) 13:30~16:30	第2回 政策提言委員会 ○令和4年度の政策提言活動について ○社会福祉制度・施策に関する課題把握調査について ・部会・協議会・連絡会等代表者との意見交換会(2回目)
7月	26日(火) 13:30~15:30	第3回 政策提言委員会 ○政策提言の内容について ・課題把握調査・意見交換会まとめ ・提言内容について ・個別課題に関する提言 ：神奈川におけるよりよい障がい者福祉を目指して ○政策提言集の取りまとめについて ・これからの神奈川の福祉のあり方について ・政策提言集構成について
8月	29日(月) 10:00~12:00	第4回 政策提言委員会 ○政策提言集について ・政策提言集の構成・内容について ・行政・関係者との情報共有の場について
9月	1日(木)	提言「神奈川におけるよりよい障害者福祉を目指して」・発出
10月	政策提言集発行	
	24日(月) 10:00~12:00	第5回 政策提言委員会 (予定) ○令和4年度提言活動の状況について・政策提言集について ○行政・関係者との情報共有の場について ○令和5年度提言活動の進め方について ○令和5年度課題把握調査における共通テーマの検討
11月	政策提言集手交 (予定)	

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料 (1名あたり) 団体割引20%適用済 / 過去の損害率による割増引適用

プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン	[新設] 特定感染症重点プラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円			
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)			
	入院保険金日額	6,500円			
	手術保険金	入院中の手術	65,000円		
		外来の手術	32,500円		
	通院保険金日額	4,000円			
	特定感染症	補償開始日から10日以内は補償対象外(*)		初日から補償	
賠償責任の補償	地震・噴火・津波による死傷	×	○	○	
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)			
年間保険料		350円	500円	550円	

商品パンフレットは
コチラ



(ふくしの保険
ホームページ)

*4月1日付で前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

<基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。

◆年度途中でボランティア活動保険に加入する場合には「特定感染症重点プラン」への加入をおすすめします。
例えば、被災地での災害ボランティア活動や当初予定していなかったボランティア活動への参加にあたり、新型コロナウイルス感染症をはじめとした特定感染症への備えとして、特定感染症重点プランに加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償
(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
 保険会社
 TEL: 03 (3349) 5137
 受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)
 この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL: 03 (3581) 4667
 受付時間: 平日の9:30~17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

令和4年度

新型コロナウイルスを含む特定感染症に対し、
新たなオプションが追加されました



ホームページでも内容を紹介しています
<https://www.fukushihoken.co.jp>



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、
動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額

	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応		
身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用		
事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

- オプション1 ●訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ●施設の医療事故補償
 - ・医務室の医療事故補償
 - ・看護職の賠償責任補償
- オプション3 ●施設の借用不動産賠償事故補償
- オプション4 ●クレーム対応サポート補償

NEW

●オプション5 ●施設の感染症対応費用補償

休業補償から各種対応費用までワイドな安心

- ①休業や縮小営業による収益減少はもちろん、収益減少を防止・軽減するための人件費なども補償
- ②消毒・清掃費用や自主的なPCR検査費用など、かかった費用を幅広く補償
- ③感染症対応特別費用で定額20万円を早期に受取り

- ② 個人情報漏えい対応補償
- ③ 施設の什器・備品損害補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



プラン3 職員等の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- ① 職員の労災上乗せ補償
 - オプション：使用者賠償責任補償
- ② 役職員の傷害事故補償
- ③ 役職員の感染症罹患事故補償
- ④ 雇用慣行賠償補償



プラン4 法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事
保険会社〉

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL：03(3349)5137

受付時間：平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL：03(3581)4667

受付時間：平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

令和4年10月発行

発行 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
総務企画部 企画課
〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17-2
神奈川県社会福祉センター内

TEL 045-534-3866 FAX 045-312-6302
MAIL kikaku@knsyk.jp URL <http://www.knsyk.jp/>
